

第2次会津若松市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成19年6月20日決裁)

(設置)

第1条 第2次会津若松市スポーツ振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定のため、第2次会津若松市スポーツ振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会津若松市長期総合計画の、スポーツの振興に関連する施策について関係課間の調整に関すること。
- (2) スポーツ振興基本計画の原案の策定に関すること。

(構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 企画政策部企画調整課長
- (2) 企画政策部地域振興課長
- (3) 健康福祉部社会福祉課長
- (4) 健康福祉部高齢福祉課長
- (5) 健康福祉部健康増進課長
- (6) 建設部都市計画課長
- (7) 建設部花と緑の課長
- (8) 教育委員会総務課長
- (9) 教育委員会学校教育課長
- (10) 教育委員会生涯学習課長
- (11) 教育委員会文化課長
- (12) 教育委員会スポーツ振興室長
- (13) 教育委員会中央公民館長

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて開催するものとし、教育委員会スポーツ振興室長が召集し、会議の議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(担当者会議)

第5条 委員会の協議を効果的に行うため、委員会の補助組織として担当者会議を置くことができる。

- 2 担当者会議は、第3条に掲げる各課長が指名する職員をもって構成する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会スポーツ振興室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、目的の達成をもってその効力を失う。